第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票（以下「郵便切手等」という。）を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

13　［略］

別表第一号の二　特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第20条の５第２項及び第20条の８第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定無線局免許（再免許）申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄 （注２）

□電波法第27条の３の規定により、特定無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第20条の６に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第20条の８第１項の規定により、特定無線局の再免許を受けたいので、第20条の９の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第20条の８第１項の規定により、特定無線局の再免許を受けたいので、第20条の10の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

（注３）

また、上記の申請に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

記（注５）

１　申請者（注６）

［表略］

２　電波法第５条に規定する欠格事由（注７）

［略］

３　免許又は再免許に関する事項（注８）

［表略］

４　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注９）

□１の欄と同一のため記載を省略します。

［表略］

［５　略］

注１　［略］

［２・３　略］

４　申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

５～８　［略］

条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票（以下「郵便切手等」という。）を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

12　［同左］

別表第一号の二　［同左］

特定無線局免許（再免許）申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄 （注２）

□電波法第27条の３の規定により、特定無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第20条の６に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第20条の８第１項の規定により、特定無線局の再免許を受けたいので、第20条の９の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第20条の８第１項の規定により、特定無線局の再免許を受けたいので、第20条の10の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

（注３）

記（注４）

１　申請者（注５）

［表同左］

２　電波法第５条に規定する欠格事由（注６）

［同左］

３　免許又は再免許に関する事項（注７）

［表同左］

４　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注８）

□１の欄と同一のため記載を省略します。

［表同左］

［５　同左］

注１　［同左］

［２・３　同左］

［新設］

４～７　［同左］